屋外広告物法及び兵庫県屋外広告物条例について

1. 屋外広告物法と兵庫県屋外広告物条例

(1)屋外広告物規制の枠組み

	屋外広告物規制	屋外広告業規制
屋外広告物法	条例で、屋外広告物等の表示又は設置を禁止し、又は制限をすることができる。	条例で、屋外広告業者は登録をしなければならないとすることができる。
兵庫県 屋外広告物条例	○禁止地域等及び禁止物件 屋外広告物等を表示又は設置し てはならない。 ○許可地域等 (禁止地域等を除く地域等) 屋外広告物等を表示又は設置す る場合には、許可を受けなけれ ばならない。	○登録制度 屋外広告業者は、屋外広告物の表 示等の工事を行うためには、登録 を受けなければならない。

(2)屋外広告物規制の概要

屋外広告物法		兵庫県屋外広告物条例	
条項	規制の態様	内 容	
第3条第1項	条例で広告物の表示 又は設置を禁止する 地域等を定めること ができる。		次に掲げる地域又は場所においては、広告物等を表示又は設置してはならない。 ・住居専用地域、風致地区、景観形成地区等・重要な保験が、直要ないのでは、を変し、のででは、を変し、のででは、を変し、のでででは、できないが、できないいいはないいが、できないいが、できないいいいいはいいいいいいいいいはいいいいいいいいいがいいいがいいいいいいいいい
第3条 第2項	条例で広告物の表示 又は設置を禁止する 物件を定めることが できる。		次に掲げる物件には、広告物等を表示又は設置してはならない。 ・橋、トンネル、高架構造物及び分離帯 ・石垣、擁壁その他これらに類するもの ・街路樹、路傍樹 ・信号機、道路標識、ガードレール等

第3条 第2項	条例で広告物の表示 又は設置を禁止する 物件を定めることが できる。	禁止物件	・郵便ポスト、電話ボックス・銅像、記念碑・電柱、街灯、アーチの支柱など(適用除外)
			・公共広告物 など
第4条	条例で広告物等の表示又は設置について、許可等の制限を加えることができる。	許可地域等	広告物等を表示又は設置しようとす る者は、許可を受けなければならな い。
第5条	条例で広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他の表示又は設置の方法について基準を定めることができる。	広告物等の 許可基準等	条例又は規則で、形状、面積、色 彩、意匠その他の表示・設置の方法 を定める許可基準を定める。 (許可基準) ・面積、高さ、数量、出幅、色彩 など

- ※1 「公共広告物」とは、国、地方公共団体や知事が指定する公共的団体(国や地方公共団体が出資等している団体など)が公共的目的をもって掲出するものです。
- ※2 「自家用広告物」とは、自己の事業所等の建物やその敷地内に、自己の 氏名や名称、事業内容などを表示するものです。
- ※3 「案内誘導広告物」とは、自家用広告物以外のもので特定の施設への案内誘導を目的とするものです。

3. 屋外広告業規制の概要

屋外広告物法		兵庫県屋外広告物条例	
条項 規制の態様		内容	
第9条	条例で屋外広告業者 の登録制を定める	登録の根拠	屋外広告業を営もうとする者は、登録 を受けなければならない。
第10条 第1項 第1号	条例で登録の有効期 間を定める	登録の 有効期間	登録の有効期間は5年とする。
第10条 第1項 第2号	条例で法に定める欠 格事由に該当すると きは登録を拒否しな ければならない旨定 める。	登録の拒否	登録申請者が次のいずれかに該当するとき、登録申請書等に虚偽の記載があるとき等は、登録を拒否しなければならない。 ・登録を取り消されてから2年を経過しない者 ・営業停止期間中の者 ・屋外広告物条例等に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ・業務主任者を選任していない者など

4. 違反に対する措置

屋外広告物法において、「条例には罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる」と規定されていることから、条例に違反する広告物を表示又は設置し、若しくは、管理する者に対し、罰金又は過料を科しています。